

要望事項 (優先順位 鞍馬学区鞍馬2・貴船2・二ノ瀬1, 久多2)

民有地における倒木処理と防止対策及び災害復旧と防除

要 旨

(鞍馬学区鞍馬)

当該箇所は、異常気象時において倒木や枝折落下による道路寸断や電線断線が常習となっています。民有地であり、地元からの申し入れには関心が低いため、倒木の恐れのある樹木を事前に伐採する等の予防伐採を実施するよう、行政からの指導を要望します。

(鞍馬学区貴船)

府道上黒田貴船線沿いの民有林には、2018年の台風被害による倒木がそのまま放置されています。林野庁有識者会議でも倒木を放置した場合、2年から5年後がもっとも危険であるとの意見も出ていますが、地主が不在の民有林がほとんどであるため、行政による民有林の倒木撤去を要望します。

また、このような状況の中、危惧していた道路等への土砂崩れが始まっています。

府道上黒田貴船線の土砂崩れについては、京都市で対応いただけていますが、民有地であるアソガ谷林道の斜面でも大型の土砂崩れが発生しました。この林道では、土砂崩れの直前まで森林組合によって過年度に発生した倒木撤去や土砂撤去が行われており、まさに撤去が終了した矢先、今回の土砂崩れが発生しました。

これ以上、地域で対応するのは限界であるとともに、このまま放置すれば、貴船川に倒木や土砂が流出する可能性も高いため、行政による災害復旧を要望します。

(鞍馬学区二ノ瀬)

平成30年度の西日本豪雨や台風21号により、民有林において斜面崩壊や樹木の倒伏が多数発生しました。叡山電鉄(株)、地域や山林所有者で倒木の撤去等できる範囲の対応は、昨年度に続き実施しています。しかし、すべてに対応することは到底困難です。

山林の下部には叡山電鉄の軌道敷、鞍馬川、住居等があり、今後、斜面崩壊で発生した土砂や倒伏樹木の流出、巨岩が落下すると、甚大な被害が発生するのは目に見えています。

そのような中、今年度、叡山電鉄(株)鞍馬線二ノ瀬2号踏切より北側の山林では、京都市において「特定森林再生事業」、また、この事業箇所の北側においても京都府による「災害防止森林整備事業」の実施が予定されています。しかし、叡山電鉄(株)鞍馬線二ノ瀬2号踏切より南側では、まだ事業が計画されていません。

叡山電鉄(株)二ノ瀬駅南側から二ノ瀬2号踏切の間の山林においても、鉄道敷等への甚大な被害が考えられるため、「特定森林再生事業」を要望するとともに、同区間にある斜面崩壊や巨岩が落下する可能性が高い斜面について、行政による災害復旧や防除の実施をお願いします。

(久多)

近年、倒木による道路の通行止め、停電、通信障害等の被害が多発しています。行政による山の所有者に対する危険木への注意喚起及び特に影響の大きい架線下、道路脇、民家近くの危険木の強制撤去を要望いたします。

なお、撤去する際、伐採木を在置すると土砂崩れの原因になるため、処分も併せて実施するようにお願いします。

回 答

(産業観光局)

一昨年に発生した風倒木被害地について、これまで森林所有者向けの本市支援制度により早期の復旧を進めてきたところです。また、土砂流出等による二次災害の恐れがある箇所は、所有者による復旧が困難であることから、治山事業等の実施を京都府に要望するとともに、事業を円滑に実施できるよう本市で所有者調査や交渉等を行っているところです。

なお、道路や民家等に影響を及ぼしかねない危険木を行政が強制的に伐採することについては、その権限を有しない産業観光局では難しい状況です。そこで、森林所有者が倒木対策に取り組みやすい環境を整えるため、令和2年度においては、道路や民家等に隣接する森林の危険木を除去する支援制度のほか、道路沿い等の風倒木被害地において低木性樹種等を植栽する支援制度を創設し、災害に強い森づくりを進めているところです。

特定森林再生事業については、事業内容や費用負担のほか、事業実施後の森林管理のあり方を含めて各協定者と協議したうえで実施しており、各協定者の理解や協力が必要不可欠となっております。今後、インフラ施設管理者や地域の意向を聞きながら、鉄道施設沿いの倒木未然防止対策に取り組んでまいりますので、御協力をお願いいたします。

(建設局)

土木事務所では、昨年度から、京都広河原美山線など市民生活への影響が大きい山間部道路について、大雨時には、これまでよりも早い段階で、重点的な道路パトロールを実施するなど、被害を未然に防ぐ取組を強化しています。

今後も、道路を安全に通行できるよう取り組んでまいりますので、御理解と御協力をお願いします。

(京都府京都林務事務所)

現在、京都府では被害森林の属性や被害状況に応じて対応する事業を活用し、復旧対策を進めているところです。

まずは森林所有者等による取組を基本として、「倒木処理」と「林業経営継続」の両立に向けた支援を「公共造林事業」により支援を行っています。

森林所有者等の取組が困難な、特に危険な箇所は市の要望を受けて府が主体となって復旧対策を実施し、土砂崩壊のある保安林の土砂や危険木の流出を抑える「公共治山事業」、溪流沿いの保安林で危険木除去や簡易構造物の設置を行う「未来へつなぐ安心・安全の森づくり事業」及び人家付近の危険箇所について倒木撤去を実施する「災害防止森林整備事業」等による対策を進めています。

(京都府京都土木事務所)

平成30年度の西日本豪雨や台風21号で発生した倒木により河川断面の閉塞等治水上、危険性がある箇所については、処理は完了しています。

今後とも河川監視に努め、河川内に倒木等が発生した場合には早期に対応していきますので、具体的にお気付きの点があれば、御連絡いただきますようお願いいたします。